

厚生常任委員会

資料

令和元年6月19日(水)

病院局

目 次

【議案】

- 議案第7号
宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について … 1頁

【報告事項】

- 平成30年度宮崎県病院事業会計予算繰越計算書 … 別冊

【その他報告事項】

- 県立宮崎病院における向精神薬の事故届について … 2頁

【議案】

議案第7号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

令和元年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、消費税課税対象となる料金又は手数料（以下「料金等」という。）の上限額等について改正を行う。

2 改正の内容

(1) 消費税課税対象となる料金のうち、健康保険法等の規定に基づく診療報酬の算定方法（以下「診療報酬算定方法」という。）を用いて算定する料金

日本の健康保険に加入していない外国人が受診した場合等の料金については、消費税の課税対象となり、診療報酬算定方法を用いて算定した額（以下「診療報酬算定額」という。）に消費税相当分を加算するため、加算額の改正を行う。

（現 行）診療報酬算定額に当該額の1,000分の49に相当する額を加算

（改正案）診療報酬算定額に当該額の1,000分の59に相当する額を加算

【1,000分の59の根拠】

診療報酬には、平成元年の消費税導入時に0.76%、平成9年の消費税率引上げ時に0.77%、平成26年の消費税率引上げ時に1.36%、今回の消費税率引上げ時に0.88%が消費税対応分として上乗せされている。このため、これらをすべて控除した上で消費税率を乗じることから、1,000分の59となる。

(2) 消費税課税対象となる料金等のうち、診療報酬算定方法に定めのない料金等料金等の上限額について、消費税率10%相当の金額に引き上げる。

なお、具体的な料金等については、県立病院料金等規程で定める。

区分	課税対象額（税抜）	現行（8%）	改正案（10%）
病室使用料の上限額	12,000円	12,960円	13,200円
初診加算料の上限額	4,630円	5,000円	5,093円
再診加算料の上限額	2,315円	2,500円	2,546円
文書作成手数料の上限額	4,000円	4,320円	4,400円
ポリオワクチン予防接種手数料の上限額	5,239円	5,658円	5,762円

(3) その他

厚生労働省告示の変更に伴う所要の改正を行う。

3 改正期日

令和元年10月1日（上記2(3)は、公布の日）

【その他報告事項】

県立宮崎病院における向精神薬の事故届について

1 事故届の経緯

県立宮崎病院において、令和元年5月29日(水)に薬剤の棚卸しを実施したところ、「向精神薬」のシステム上の在庫と実数が合わないことが判明したため、病棟を含め、院内をくまなく調査したが発見に至らなかった。

このため、麻薬及び向精神薬取締法第50条の22の規定により、6月6日(木)に県(中央保健所)に対して事故の届出を行った。

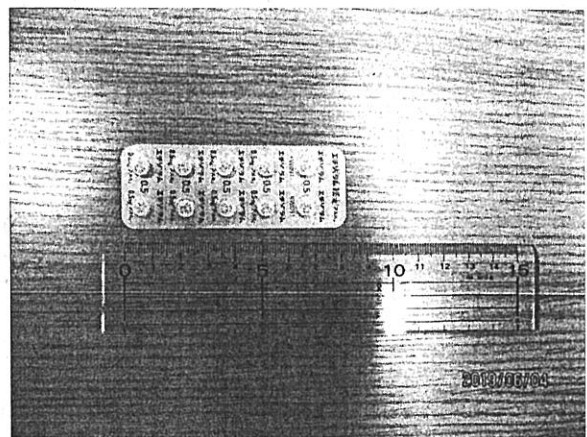
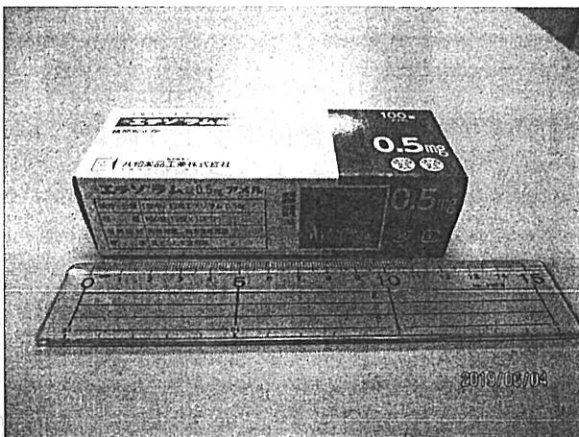
併せて、職員への聞き取り調査をはじめ、詳細な調査を実施したが、依然として原因が不明のため、6月11日(火)に警察へ情報提供を行った。

2 所在不明となっている向精神薬の品名及び数量

エチゾラム錠0.5mg「アメル」 107錠 (第3種向精神薬) 約471円

エチゾラム錠 1mg「アメル」 59錠 () 約260円

計 166錠 約731円



※向精神薬とは

○中枢神経に作用し精神機能(心の動き)に影響を及ぼす薬物の総称

※エチゾラム錠「アメル」の効能

○神経症における不安・緊張・抑うつ・神経衰弱症状・睡眠障害、
うつ病における不安・緊張・睡眠障害など

3 今後の対応

(1) 向精神薬の管理

ア 在庫の確認の頻度を高める。

イ 薬剤部内に監視カメラを設置する。

(2) 職員への意識付け

薬剤部関係職員に対して、向精神薬の管理を徹底するよう、研修会を開催するとともに、あらゆる機会(ミーティング等)を通じて周知する。